

# PATENT Attorney

パテント・アトニー

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

特集

医療行為と特許保護

ヒット商品を支えた知的財産権

(株)ロゴスコーポレーションの商標

LOGOS

初の女性会長誕生



春

号

日本弁理士会広報誌

2003

第29号

- 特許庁からのお知らせ
- 知的財産権豆知識
- 日本弁理士会からのお知らせ

## 医療行為と特許保護

### 医療行為と特許の現状

現在、医薬や治療器具、機械について特許で保護が与えられているが、これらを用いた病気の治療方法とか、診断方法などの医療行為自体について、特許の保護が与えられていないことを知らない人も多いのではないだろうか。

現在の特許法には、医療行為を特許しないとの明確な規定はないが、昔から医療業は「産業」でなく、医療行為の発明は、「産業上利用することができる発明に該当しない」として拒絶されていた。

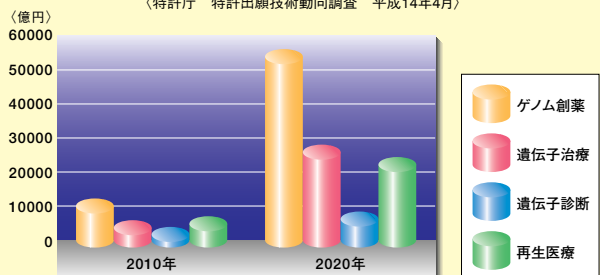
常識的には、医療業が産業でないという理由には首をかしげたくなるが、医者による治療行為が特許により制約されることを防ぐという公益面からはそれなりに納得でき、アメリカ、オーストラリア以外の多くの国々でも医療行為を特許の対象から外している。

### 医療行為の特許保護の重要性

ところが、バイオテクノロジーの発展に伴い、状況が大きく変化しつつある。例えば、再生医療の一つとして、人間

医療分野のバイオ産業の市場規模予測(日本国内)

(特許庁 特許出願技術動向調査 平成14年4月)



の皮膚細胞を取り出し、これを培養、増殖した後、やけど等で皮膚を失った部分に移植する方法(特表20021504412号等)が開発されている。

この方法では、皮膚細胞の採取と移植は、医師が行うが、細胞の培養は、技術を持ったバイオベンチャーが行うのが普通である。

このような方法に対し、医療行為であるとの理由で特許権の保護が与えられないとすれば、バイオベンチャーには、細胞培養を業として実施するための基盤の一つである

特許が得られず、独占実効が保証されないという問題となる。この問題は、皮膚だけでなく、他の臓器についての再生医療についても当てはまる。

また、遺伝子治療などでも、治療方法自体として保護することが必要なケースがある。例えば、遺伝子治療では、ベクター(体内に遺伝子を導入する運び屋)を用いて、体の必要部位に遺伝子を導入するが、ベクターは同じであっても、導入する遺伝子やその導入手法によって、新しい治療効果が期待できる。しかし、治

療方法に特許が与えられない場合は、ベクターや遺伝子に特許がある場合を除き何の保護も得られず、開発者のインセンティブは働かないことになる。

一方、特許庁の調べによると、図に示されるように、バイオ産業の市場規模は、今後ますます増大傾向にあることが予想される。

このような事情から、産業界より医療行為にも特許を与えるような要望が出ており、知的財産大綱等でも再生医療や遺伝子治療について早急に知的財産での保護を与えるべきだと指摘している。

### 医療行為保護への動き

これらの状況をふまえ、産業構造審議会特許制度小委員会では、昨年10月に、医療行為ワーキンググループを設け、医療行為に特許を与えるための検討を開始した。

このワーキンググループは、現在までに医療行為に特許を与えた場合のメリット、デメリットや、医師の診断、治療行為と特許の関係等について検討を行っており、少なくとも先端医療行為(再生医療や遺伝子

治療について特許を付与すること、医療行為に特許を付与するが、実際の医師の治療行為には特許権の行使を認めない(川下規制)ことで合意ができつつある。

従って、近い将来、先端医療行為については特許が与えられることが予想されるが、これにより、医療ベンチャーが安心して活動できる基礎が築かれ、我が国の医療行為についての研究が促進されることになるだろう。

また、従来特許には関連がないとしていた医療関係者からの特許出願も予想され、長期的に見た場合は、日本の医療レベルの向上も期待できる。

更に、先端医療行為以外の医療行為についても特許が認められることになれば、マッサージ法、針灸法、骨接ぎ法等、今まで考えられなかった分野での特許権が成立するかもしれない。

(日本弁理士会 バイオ委員会 委員長 弁理士 小野信夫)

## 特許庁からのお知らせ

### 4月18日は「発明の日」

■「発明の日」とは、  
「発明の日(4月18日)」は、日本の産業の発展の基礎となった専売特許条例(現在の特許法)が1885年(明治18年)4月18日に公布されたのを記念し、産業財産権制度(工業所有権制度)の普及・啓発を図ることを目的に、1954年(昭和29年)に制定されました。

■「発明の日」の記念行事  
特許庁では、「発明の日」を記念して4月18日に「知財功労賞表彰式」及び「記念シンポジウム」を赤坂プリンスホテル五色の間(東京都千代田区紀尾井町1-2)にて開催します。また、各経済産業局、沖縄総合事務局においても4月18日前後に様々な記念行事が開催されます。詳しくは特許庁ホームページ

(<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>)をご覧ください。

# 初の女性会長誕生



下坂スミ子弁理士が2003年(平成15年)4月1日に女性として初めて日本弁理士会の会長に就任することとなった。

1999年(平成11年)7月1日に我が国の弁理士制度創設百周年を迎え、弁理士会では、天皇陛下、三権の長等のご臨席のもと東京国際フォーラムにおいて記念式典を挙行了した。その折に記念行事の一環として主要国の弁理士会及び関係国際民間団体の会長をお招きしてシンポジウム等の国際会議を開催したが、これに参加された十カ国の弁理士会会長の中心にお二人の女性会長が含まれていた(AIPLA(米国的財産権法協会)及びフィリピン弁理士会)。

記念式典前夜の歓迎レセプションの開催の挨拶において、私は、お二人の女性会長をご紹介した際、日本の弁理士会ではまだ女性会長が誕生していないが、必ず

近いうちに誕生するであろう旨申し上げた。それから4年目の本年にそれが実現し、私は人一倍嬉しく思っている。

さて、私と下坂さんのお付き合いが始まったのは、昭和38年に弁理士試験に合格したあと、合格者同期会(昭和38年にちなんで「三八会」と命名)の発会式の席である。なお、昭和38年度の合格者は63名であった。その中に2名の女性がおられ、その1名が下坂さんである。

その後、一緒に弁理士会の国際活動委員会メンバーとなって、外国での法律改正等の情報の収集や日本の制度の国際化等について研究を行ったりしていた。他方、1966年頃から、出願及び審査における重複の問題を解決するための国際的協議が始められ、各国政府及び民間団体の参加のもと検討が重ねられた結果、1970年5月にワシントンDCで特許協力条約(PTC)締結のための外交会議が開催されることとなった。ところが、その前年の3月になって外交会議には日本の弁理士会のような国内の民間団体は参加できないので、参加を希望するのであれば、アジア地域で弁理士による国際民間団体を結成する必要がある旨の通告を国際事務局から受けた。直ちに

当時の弁理士会の湯浅恭三会長より国際活動委員会に対してアジア弁理士協会(APAA)結成について諮問がなされた。外交会議まで非常に短期間であったが、下坂さんと私を含め数名の委員が韓国及び中華民国(現台湾)の弁理士と急ぎ折衝し、準備を進めた結果、1969年12月26日に東京で三カ国によるアジア弁理士協会が設立され、1970年5月の外交会議にAPAAの代表者を無事に多数参加させることができた。外交会議は四週間近くに及んだので、毎週メンバーを代えて参加することとし、私は第三週に、下坂さんは最後の週に参加した。PTCは世界の特許制度にとって全く新しい試みとしてスタートし、現在では外国出願ルートの主流を占めるに至っている。外交会議には短い参加ではあったが、下坂さんともども大変光栄に思っている次第である。



アジア弁理士協会 理事会



なお、APAAもその後順調に発展しており、これも大変喜ばしい限りである。

下坂さんは、その後もずっと弁理士会活動に積極的に参画されているが、そのほかにも、「パイロット・インターナショナル」という名称の国際女性職業人団体に参画して、女性職業人の地位の向上及び社会貢献等のために活躍されている。また、知的財産国家戦略フォーラム(代表荒井寿光元特許庁長官)のメンバーであり、弁理士制度、司法制度等の改革に向けて研究を続けておられる。

知的財産基本法が公布され、国を挙げて知財立国実現を目指す今日において、下坂さんはグローバルな視点から問題解決に当ることができるとお方であり、会長としてまさに適任であると思う。

三八会のメンバー一同は、三八会のマドンナである下坂スミ子さんが日本弁理士会会長として存分に活躍されるよう、心から期待している。

(浅村内外特許事務所

弁理士 浅村 皓)

# ヒット商品を支えた知的財産権

## (株)ロゴスコーパーレージョンの商標「LOGOS」

商標登録第16793350等

VOL.

29



大きなグッドウィル(業務上の信用を含む顧客吸引力)を獲得した商標は、社名をも変更させる。アウトドア用品の老舗ブランド「LOGOS(ロゴス)」は、このような商標の典型である。

現在の「(株)ロゴスコーパーレージョン」は、1997年まで「大三商事(株)」という社名であった。そのことを知っているアウトドア愛好者はほとんどいない。「大三商事(株)」は、1920年代に船舶用品の問屋として創業され、1950年代には、水産業従事者や建設業従事者が屋外作業で着用する業務用の合羽(カッパ)を製造販売する会社として知られるようになった。そして、いまだにその合羽を製造販売しているそうである。すなわち、文字通りの「アウトドア用品」を、50年も前から製造販売し続けている老舗である。

商標「ロゴス」は、1985年頃から、合羽の技術を用いて開発したゴムボートに使用

によってグッドウィルが商標に蓄積されていく。そして、社名まで変更させる大きな力をつけるのである。

グッドウィルを蓄積するには、商標が商標法等によって保護される必要がある。もし、商標が保護されない場合、グッドウィルを獲得した商標を無断で使用する者が現れて商品が混同し、それまでに獲得したグッドウィルが消滅してしまう。

一方、商標権者は、信頼に値する商品を提供し続けなければならない。もし、問題のある商品でも販売しようものなら、グッドウィルは一瞬のうちに消え去り、業務上の信用も地に落ちる。昨今、問題のある商品を販売することにより、有名ブランドのグッドウィルが消えることも多い。

商標「ロゴス」が、社名を変更させるほどの大きなグッドウィルを獲得できた裏には、商標権による保護はもちろんのこと、信頼に値する商品を提供し続けた(株)ロゴスコーパーレージョン(大三商事(株))のたゆまぬ努力があったものと考えるべきである。

(取材協力 (株)ロゴスコーパーレージョン 大西正夫弁理士)

## 知的財産権豆知識

29

### ご存知ですか？ 簡便に特許情報を 入手する方法を！

皆さん、ご存知ですか？特許庁のホームページの電子図書館を利用することにより、簡便かつ無料で特許情報を入手することができます。

皆さんが発明をした場合、或いはこれから発明をしようとする場合に、その発明に関連する特許情報としてどの

ようなものがあるかを知っておくことは無駄な出願を省く上で、また、より優れた発明をする上で大変重要なことです。特許事務所や特許調査会社といった専門家に依頼するには至らないが、簡単にその発明に関する先行技術を知りたいという場合に上記電子図書館の利用をお勧めします。

この電子図書館では、特許情報に関する種々のサービスが提供されていますが、自分がした発明に関する特許情報を調べる場合には、電子図書館の「公報テキスト検索」というサービスを選択して、キーワード検索するのが最も簡便な方法といえます。このキーワード

検索とは、あなたの発明における構成上の特徴と思われる用語を複数選び出し、それをキーワードとして、そのキーワードが記載されている特許公報や特許公開公報等をリストアップするものです。このキーワードの数を重要度の高いものから順番に増やしていくことによりリストアップされる公報の数を減らすことができます。調査目的に応じてキーワードの数を増減して検索されることをお勧めします。

まだ一度も特許庁の電子図書館を利用したことのない方は、二度利用されてみてはいかがでしょうか。

(日本弁理士会 広報センター 小倉昌崇)

7月1日は



## 日本弁理士会からのお知らせ

- 「特許・意匠・商標なんでも110番」  
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。
- お問い合わせは下記まで  
日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361  
日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200  
日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110

4月18日の発明の日を記念して、シンポジウムを開催します。

- 日時 平成15年4月18日(金) 13:00～19:30(予定)
- 場所 大阪国際交流センター(大阪市天王寺区上本町8-2-6)
- 内容 「日本の知財戦略と産学官連携」をテーマに基調講演とパネルディスカッションを開催。

※詳しくは当会URLまたは当会近畿支部URL(<http://www.1k.mesh.ne.jp/kjppaa/>)をご覧ください。

JPA  
JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION  
日本弁理士会

パテント・アトニー  
平成14年3月19日発行 第29号 無断転載禁止  
編集/日本弁理士会広報センター  
発行/日本弁理士会  
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013  
電話 03-3581-1211(代)  
FAX 03-3581-9188  
<http://www.jpaa.or.jp>  
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。